

令和5年1月10日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年1月10日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番			

4、欠席委員 2番 下田 修一 14番 山村 珠美

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 （欠席）

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 (次長) それでは、定刻より少し早いですが、2番委員と14番委員は欠席届が出ておりますので、農業委員会の総会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、会長挨拶をよろしくお願いします。

会長 皆さん、明けましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いします。

去年は、国際情勢の不安定と円安によって、物価の高騰、また農業においては、資材、農薬、肥料などの高騰により、経費が高くなりました。

反して、農産物の収入については低迷して値段も上がらず、経営もますます厳しい状態ではなかったかなと思います。

今年は、国際情勢も安定し、円安が是正され、農業の経営に対しても収入が上がり、経営が安定すればいいなと思っております。

今月の総会ですけど、議案が十数件あります。

議案の十数件というのは、例年なら普通の平均的な件数ですので、だいたいこれぐらいが普通だということ認識してもらえれば幸いかと思います。

それでは、皆さんと一緒に総会を進めていきますので、よろしくお願いします。

事務局 先ほど、総会成立宣言が漏れておりましたので、今から述べたいと思います。

加えて、事務局長は臨時議会に出席しておりますので、私、次長が代理で総会成立宣言を行いたいと思います。

本日の出席者12名、欠席者2名、委員会会議規則第6条の規定により過半数の出席を得ましたので、会の成立を宣言いたします。

会長、お願いします。

議長 はい。進めていきたいと思います。

まず、「議第32号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年1月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名委員ということですので、こちらから決めてよろしいですか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。それでは、今回は10番委員、12番委員にお願いいたします。

**「報告第10号」**

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年1月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この農地法の3条の3第1項の届出ですけど、これは報告ですので、事務局から説明いたします。

事務局 まず、議案の4ページをお開きください。  
番号1についてですが、4ページから6ページになります。  
補足資料は3から4ページです。  
土地の所在は下記のとおりです。  
登記地目、現況地目ともに、下記のとおりで、相続です。  
令和4年10月11日に法務局受付をしており、斡旋希望は、あり、親から子への相続となっております。

続きまして、番号2、議案の6ページから7ページ、こちらにつきましても相続であります。

土地の所在、地目、相続人、届出については相続です。  
令和4年10月18日に法務局受付で、斡旋希望あり。  
補足資料については、5から7ページです。  
こちらも親から子への相続となっております。

続きまして、番号3、こちらは議案の7ページです。

補足資料については8ページです。

土地の所在、地目、相続人、届出については、相続となっております。

斡旋希望はなし、親から子への相続です。

議長 はい。今、事務局から報告がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これで報告済とします。

事 務 局 次、「議第33号」  
農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和5年1月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。農地法第3条審議資料の、まずは1番です。  
担当委員が7番委員ですので、説明をよろしくお願いします。

7番委員 農地法第3条審議資料としまして、譲受人、譲渡人は下記のとおり  
でございます。  
その理由と、農地等の情報は下記のとおりでございます。  
今回、正式に名義変更をするため、農地を贈与により取得するも  
のです。  
どうぞ御審議よろしくお願ひ申し上げます。

事 務 局 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条  
の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域等の  
調和要件などの条件を満たしております。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当  
であると判断しております。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたけど、この件に関して何  
か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案を可決いたします。  
次、2番は、担当委員が6番委員ですので、6番委員から説明を  
お願いします。

6番委員 農地法第3条審議資料。  
譲受人、譲渡人、農地等の情報は左記のとおりです。  
相手方の希望により、農地を売り渡すものです。  
御審議、よろしくお願ひいたします。

事務局 本案件の場所は、先日、ソーラーの現地視察に行った、すぐ隣の農地です。

申請書及び全部事項証明書など、記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については、許可相当であると判断しております。

議長 はい。今、事務局から説明がありました。

当該地は、説明がありましたように、年前に視察をしました営農型ソーラーのところの隣の土地です。

この件に関して、何か質問はありませんか。

3番委員 譲受人は、隣の営農型のソーラー発電施設の土地所有者ですが、今回は農地、畑として購入されるのでしょうか。

事務局 譲受人は記載の方ですが、今回につきましては、こちらの申請は3条の申請となっております。

ソーラーの営農型をするためには、3条申請と5条申請を同時に出し、転用申請も行わなければなりません。

目的としましても、今回はソーラーではなく、あくまで農業を営むための購入となっております。

これはソーラーを目的とするための申請ではなく、農地法3条、耕作目的の申請となっております。

議長 ほかにありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この2番の議案を可決いたします。

次、「議第34号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年1月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この農地法第5条の審議資料の1番は、担当地区が私の地区ですので、私から説明いたします。

農地法第5条審議資料の1番、譲受人、譲渡人、農地の情報は左記のとおりです。

デイサービスセンターと職員寮を建設するものです。

補足資料は15ページから17ページです。

補足資料15ページを見てもらえれば分かりますが、記載のとおり、土地が2筆あります。

その斜め隣に3年前に申請済の、譲受人の職員のアパートが建っております。

その隣に、今度、新しくデイサービスセンターと、職員アパートを建設するということになりました。

ちょうど隣同士の2筆ですので、場所的にも良いかと思えます。

審議の程、よろしくお願いします。

事務局 事務局から、許可基準について説明をさせていただきます。

今回は、申請書に事業計画書、位置図、見取図、排水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この議案を可決いたします。

次、「議第35号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年1月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 これは農業経営基盤強化促進法に基づく議案ですので、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書の13ページ、14ページをお開けください。  
番号1番から6番までございます。  
補足資料は19ページから24ページまででございます。  
賃貸借権の設定です。  
利用権の設定を受ける者は記載のとおりで、お一人の方でございます。  
一方、利用権を設定する人は全部で6名の方です。  
記載のとおりでございます。  
土地の所在地、面積等については記載のとおりで、新規です。  
いずれも賃貸借期間3年間、令和5年2月1日から令和8年1月31日までで、小作料金は記載のとおりでございます。  
改めて、資料の19ページをお開けください。  
最初の方の農地の場所等はここに記載のとおりです。  
続きまして、次の方が20ページに記載の土地が対象地区となっております。  
同じように、21ページ、ここも記載のとおりです。  
22ページ、23ページ、24ページと、それぞれ記載しております。  
御確認をお願いしたいと思います。  
以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありました。  
何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この集積計画は承認いたします。

これで今月の議案はすべて終わりました。

本当は、この後、最適化推進委員との合同会議を行う予定でしたが、ただ今、コロナの陽性者が本町でも大分増えているようで、又、阿蘇郡でも増加傾向にあるため、やむを得ず今回の合同会議は見送りとしました。

来月は必ず開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。